



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

327	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(介護サービス指導課).....	2
328	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
329	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
330	指定障害児通所支援事業者の指定	(").....	3
331	〃	(").....	3
332	〃	(").....	3
333	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	3
334	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	4
335	〃	(").....	4
336	〃	(").....	4
337	〃	(").....	4
338	〃	(").....	5
339	〃	(").....	5
340	〃	(").....	5
341	〃	(").....	5
342	〃	(").....	6
343	〃	(").....	6
344	指定一般相談支援事業者の廃止	(").....	6
345	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	6
346	〃	(").....	7
347	〃	(").....	7
348	〃	(").....	8
349	〃	(").....	8
350	〃	(").....	8
351	〃	(").....	9
352	〃	(").....	9
353	〃	(").....	9
354	〃	(").....	10
355	〃	(").....	10
356	〃	(").....	11
357	道路の供用開始	(道路保全課).....	11
358	〃	(").....	11
359	道路の区域変更	(").....	11
360	指定公金事務取扱者の指定	(港湾空港振興課).....	12

○ 人事委員会告示

- 3 令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（夏試験）の実施 13
- 4 令和8年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）の実施 18
- 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示
- 1 さわらの漁業 21

告 示

和歌山県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30716016 07	医療法人明美会	きびデイサービスセンター	和歌山県有田郡有田川町小島15	通所介護	令和 8.4.1	令和 14.3.31

和歌山県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30611900 33	NPO法人まごころ医療のある暮らし創り	いつきのくに訪問看護ステーション	和歌山県海草郡紀美野町動木1478-1	訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
				介護予防訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
30618901 78	社会福祉法人きのかわ福祉会	きのかわ訪問看護ステーション	和歌山県岩出市根来1557	訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
				介護予防訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
30620901 25	株式会社アリス	訪問看護ステーションほほえみ	和歌山県御坊市湯川町小松原50-1 小池マンション5号室	訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
				介護予防訪問看護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
30721009 22	社会福祉法人敬愛会	介護老人福祉施設白寿苑別館	和歌山県日高郡日高川町船津1664番地	短期入所生活介護	令和 8.4.1	令和 14.3.31
				介護予防短期入所生活介護	令和 8.4.1	令和 14.3.31

和歌山県告示第329号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者か

ら次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052400144	つばさ	田辺市朝日ヶ丘22-54	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ころん	田辺市たきない町10-34	令和8.3.31

和歌山県告示第330号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050200025	ワNSTATT海南	海南市名高535-4光南ビル2階	放課後等デイサービス	ワNSTATT株式会社	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目4番10号 ニューグランドビル	令和8.4.1

和歌山県告示第331号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052200148	ひまり	田辺市下三栖1499-82	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ころん	田辺市たきない町10-34	令和8.4.1

和歌山県告示第332号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050700016	えみーるnico	新宮市熊野地2-7-19	放課後等デイサービス	一般社団法人 Nao	新宮市大橋通2-2-1	令和8.4.1

和歌山県告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500059	ひまわり作業所	有田市初島町浜字砂浜1756-1	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜字砂浜1756-1	令和8.3.31

和歌山県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400821	ケアステーションきみこ	海南市下津町下津1579番地	同行援護	特定なし	合同会社きみこ	海南市下津町下津1579番地	令和8.4.1

和歌山県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010200032	ワNSTATT海南	海南市名高535-4 光南ビル2階	就労継続支援B型	特定なし	ワNSTATT株式会社	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目4番10号 ニューグランドビル	令和8.4.1

和歌山県告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010600090	ホワイトケアサービス	田辺市朝日ヶ丘22-24 スカイマンション102	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社IRO	田辺市朝日ヶ丘22-24 スカイマンション102	令和8.4.1

和歌山県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010600082	アン スーリー ル ド ソレイ ュ	田辺市神島台26-32	就労継続支援B型	特定なし	アンスーリー ル株式会社	西牟婁郡上富田町岩田2128-1	令和8.4.1

和歌山県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010600074	あさひホームヘルプサービス	田辺市上屋敷一丁目14番48号	居宅介護重度訪問介護	特定なし	株式会社あさひ	田辺市上屋敷三丁目3番25号	令和8.4.1

和歌山県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010600066	South Blue	田辺市湊2-9	就労継続支援B型	特定なし	合同会社South Blue	田辺市湊41番31号	令和8.4.1

和歌山県告示第340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3020300061	自立生活かなえるほーむToiroラボ新田広芝	岩出市新田広芝111-9	共同生活援助	知的障害者精神障害者	株式会社サンブリッジ	岩出市吉田317番地の9	令和8.4.1

和歌山県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010300196	ノア ワークリンク	岩出市宮71-1 パストラルビル 1-E号室	生活介護 就労継続支援 B型	特定なし	株式会社ノア	岩出市宮71-1 パストラルビル 1-E号室	令和 8.4.1

和歌山県告示第342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010400020	きらり	有田郡有田川町 徳田250-4	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社シル バーケアたか ら	有田郡有田川町 徳田176-4	令和 8.4.1

和歌山県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010500043	スマイルハンズ 和佐	日高郡日高川町 和佐2136 介護 老人保健施設和 佐の里内	就労継続支援 A型	知的障害者 精神障害者	特定非営利活 動法人HANDS	和歌山市太田二 丁目14-6 ビリ アビル2階	令和 8.4.1

和歌山県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3032250551	yourself	田辺市城山台35 -4	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	特定非営利活 動法人ゆうあ い	田辺市城山台35 -4	令和 8.4.16

和歌山県告示第345号

和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月2日

和歌山県告示第346号

和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月2日

和歌山県告示第347号

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第348号

和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月12日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第349号

和歌山県西牟婁郡白浜町寺山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和5年2月24日から令和7年2月20日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町寺山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町寺山の一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第350号

和歌山県橋本市市脇二丁目・市脇の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和7年3月17日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市市脇二丁目・市脇の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市市脇二丁目・市脇の一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第351号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・中古沢・上古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

令和6年4月1日から令和7年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・中古沢・上古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・中古沢・上古沢の各一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第352号

和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区

5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第353号

和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月2日

和歌山県告示第354号

和歌山県伊都郡高野町大字西富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字西富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字西富貴の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月2日

和歌山県告示第355号

和歌山県日高郡印南町大字松原・丹生・西神ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字松原・丹生・西神ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字松原・丹生・西神ノ川の一部地区
- 5 認証年月日

令和8年4月2日

和歌山県告示第356号

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月2日

和歌山県告示第357号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小又川字上瀬345番2地先から同市龍神村小又川字上瀬345番2地先まで

供用開始の期日 令和8年4月10日

和歌山県告示第358号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小又川字前川端422番7地先から同市龍神村小又川字大江252番4地先まで

供用開始の期日 令和8年4月10日

和歌山県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉原湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字徳田字小船 1621番1地先から同町大字徳田 字椎ノ木1573番1地先まで	旧	7.20 ） 7.35	25.59	
同上	新	7.41 ） 7.49	25.59	

和歌山県告示第360号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定公金事務取扱者として指定した者

名 称	住所又は事務所の所在地	対象施設（括弧内は、当該対象施設の所在する港湾、漁港又は海浜公園の名称）
紀州日高漁業協同組合	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	塩屋第二小型船舶係留施設（日高港）及び西川小型船舶係留施設（日高港）
和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本1884番地	浦神小型船舶係留施設（浦神港）及び漁港施設（串本漁港、有田漁港及び下田原漁港）
紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目8番地2	勝浦小型船舶係留施設（勝浦港）及び漁港施設（勝浦漁港）
雑賀崎地区連合自治会 会長 寺井節次	和歌山市雑賀崎201番地	雑賀崎緑地施設（和歌山下津港）
富士警備保障株式会社	和歌山市汐見町三丁目34番地	和歌山マリーナ南側駐車場（和歌山下津港）
比井崎漁業協同組合	日高郡日高町大字阿尾178番地の10	漁港施設（阿尾漁港）
和歌山南漁業協同組合	田辺市江川43番35号	漁港施設（田辺漁港）
片男波海水浴場管理運営委員会 会長 梶間敏之	和歌山市和歌浦南三丁目1740番地	海浜公園施設（和歌山県片男波ビーチ）
浜の宮ビーチ管理運営委員会 会長 林紀生	和歌山市毛見1214番地2	海浜公園施設（和歌山県浜の宮ビーチ）

- 2 委託した公金事務

対象施設に係る使用料の収納事務

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（夏試験）を次の要綱により実施する。

令和8年4月10日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（夏試験）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務系 職 種	一般行政職	20人程度	知事部局、教育委員会等における事務
	学校事務職	5人程度	県立学校、教育委員会等における事務
	警察事務職	4人程度	警察本部等における事務
技術系 職 種	情報職A	3人程度	知事部局等における情報処理、地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する業務
	情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
	土木職	10人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	2人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理及び農村振興の支援等に関する業務
	建築職	5人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	1人程度	知事部局等における電気設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	化学職	2人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
	農学職	13人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
	林学職	3人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
	水産職	4人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
	文書・心理鑑識職	1人程度	警察本部における筆跡、印影、印刷物等の文書鑑定、心理学を応用したポリグラフ検査及び犯罪者プロファイリング等の業務

2 受験資格

受験資格は次のとおりとする。

試験区分	受験資格
	次のいずれかに該当する人

事務系 職 種	一般行政職	ア 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。
	学校事務職 警察事務職	次のいずれかに該当する人 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。
技術系 職 種	土木職 農工学職 電気職 林学職	次のいずれかに該当する人 ア 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学又は学校教育法に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学又は高等専門学校を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。
	情報職A 情報職B 建築職 化学職 農学職 水産職 文書・心理鑑識職	次のいずれかに該当する人 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学又は高等専門学校を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学又は高等専門学校を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年6月21日（日）	和歌山市 田辺市 東京都	令和8年7月1日（水）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	【一般行政職】 令和8年7月14日（火） から同月17日（金）ま での間で指定する1日	和歌山市	令和8年8月5日（水）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
	【学校事務職、警察事務職、技術系職種】 令和8年7月22日（水） から同月27日（月）ま での間で指定する1日		

（注）試験日及び合格発表日時は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 事務系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	2時間
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	〈一般行政職〉 人物、能力、性格等についての個別面接(2回) 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	
		1,400点	〈学校事務職及び警察事務職〉 人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 〈情報職A・B〉 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) 〈その他の試験区分〉 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	前記(1)の第2次試験の面接試験(学校事務職及び警察事務職)と同内容	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は各試験種目(事務系職種にあつては、論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、最終合格者は第2次試験(事務系職種にあつては、論文試験を含む。)の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
事務系職種	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
情報職B		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ
土木職		数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業工学職		数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築職		数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学職		数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
文書・心理鑑識職		一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（夏試験）、資格免許職職員採用試験（夏試験）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、必ず令和8年5月7日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和8年4月17日（金）午前10時から同年5月15日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和9年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は同日より前に採用される場合がある。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、おおむね以下のとおり（令和8年4月1日現在において、事務系職種にあっては大学卒業程度、技術系職種にあっては大学又は高等専門学校卒業程度の学歴を有する人であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））である。ただし、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
事務系職種及び技術系職種（文書・心理鑑識職を除く。）	247,932円	行政職給料表
文書・心理鑑識職	270,471円	研究職給料表

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(3) 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪事実該当者（子ども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）については、学校事務職としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、学校事務職として採用される予定の人に対しては、あらかじめ採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行う。

なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しないことがある。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、事務系職種（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県人事委員会告示第4号

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）を次の要綱により実施する。

令和8年4月10日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容	
一般行政職	10人程度	知事部局、教育委員会等における事務	
技術系 職 種	土木職	7人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	1人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理及び農村振興の支援等に関する業務
	電気職	2人程度	知事部局等における電気設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	林学職	1人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年6月21日（日）	和歌山市 田辺市 東京都	令和8年7月1日（水）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	（面接試験①） 令和8年7月25日（土）又は同月26日（日）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和8年8月20日（木）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
	（面接試験②） 令和8年8月8日（土）又は同月9日（日）のいずれか指定する1日		
	令和8年7月25日（土）又は同月26日（日）のいずれか指定する1日		

(注) 試験日及び合格発表日時は、変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回) 自己紹介書に基づくプレゼンテーションを含む。 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験 (専門)	600点	試験区分に応じた専門性確認シートに基づく専門的知識及び能力についての個別面接 〈評定項目〉 専門的知識、表現力、判断力、積極性、総合的な評価	
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は基礎能力試験の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験(一般行政職にあつては、論文試験を含む。)の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和8年度和歌山県職員採用I種試験(社会人枠)」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

また、技術系職種においては、申し込む際には、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「社会人の方」を選択し、「各種様式」に掲載している「専門性確認シート」の様式をダウンロードし、作成した上で、画面上の指示に

従って登録すること。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年5月7日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和8年4月17日（金）午前10時から同年5月15日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和9年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は同日より前に採用される場合がある。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、247,932円（令和8年4月1日現在において、大学卒業程度の学歴を有する人であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の順位並びに第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3763
ファクシミリ番号 073-433-4085
メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和8年4月10日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
今 治 清 孝

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

令和8年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

令和8年4月10日から令和9年3月31日まで